



埼玉県マスコット
「コバトン&さいたまっち」

令和9年度埼玉県公立高等学校

入学者選抜実施要項

入学者選抜要領

(令和6年10月現在)

(暫定版)

本要項・要領は、「暫定版」となります。

本文中の「令和8年5月(予定)に公表する」は、実施要項・要領の「確定版」にて公表予定の内容です。「確定版」では、提出書類の様式や手続方法等が変更となる場合がありますので、御注意ください。

※日程等の「空欄部分(○)」についても、「確定版」にて決定します。

彩の国  埼玉県

埼玉県教育委員会

令和9年度埼玉県公立高等学校入学者選抜日程表

1 月			2 月			3 月		
1	金	元日	1	月		1	月	
2	土		2	火		2	火	
3	日		3	水		3	水	
4	月		4	木		4	木	
5	火		5	金		5	金	
6	水		6	土		6	土	
7	木		7	日		7	日	
8	金		8	月		8	月	
9	土		9	火		9	火	
10	日		10	水		10	水	
11	月	(成人の日)	11	木	(建国記念の日)	11	木	
12	火		12	金		12	金	
13	水		13	土	・学力検査は、令和9年 2月下旬(予定)に実施 する。 ・出願期間、志願先変更 期間、面接、特色検査、 追検査及び入学許可候補 者発表等、その他の日程 の詳細については、令和 7年5月(予定)に公表 する。	13	土	
14	木		14	日		14	日	
15	金		15	月		15	月	
16	土		16	火		16	火	
17	日		17	水		17	水	
18	月		18	木		18	木	
19	火		19	金		19	金	
20	水		20	土		20	土	
21	木		21	日		21	日	(春分の日)
22	金		22	月		22	月	(振替休日)
23	土		23	火	(天皇誕生日)	23	火	
24	日		24	水		24	水	
25	月		25	木		25	木	
26	火		26	金		26	金	
27	水		27	土		27	土	
28	木		28	日		28	日	
29	金					29	月	
30	土					30	火	
31	日					31	水	

I 入学者選抜実施要項

目 次

第1	募集人員及び出願資格等	1
第2	入学者選抜の基本方針	1
第3	一般募集	2
第4	面接	6
第5	特色検査	7
第6	私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等	8
第7	不登校の生徒などを対象とした特別な選抜	10
第8	帰国生徒特別選抜による募集	11
第9	外国人特別選抜による募集	13
第10	欠員補充	15
第11	定時制の課程における特別募集	17
第12	県立大宮中央高等学校における募集	19
第13	秋季募集	21
第14	障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続	22
第15	調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表、自己評価資料作成要領	24
第16	諸様式	
	令和9年度入学志願者調査書（様式1）	28
	学習の記録等通知書（様式2）	28
	学習の記録等学年内評価分布表（様式○）	29
	学習の記録等一覧表（様式○）	30
	入学願書・受検票（様式○）	31
	自己評価資料（様式○）	33
	自己申告書（様式○）	34
	選抜結果通知書（様式○）	35
	志願先変更願（様式○）	36
	志願先変更証明書（様式○）	37
	志願取消届（様式○）	38
	志願理由書（定時制の課程における特別募集）（様式○）	39
	証明書（隣接県の隣接学区からの出願用）（様式○）	40
	帰国生徒特別選抜適用申請書（様式○）	41
	帰国生徒特別選抜証明書（様式○）	42
	外国人特別選抜適用申請書（様式○）	43
	追検査受検願（様式○）	44
	追検査受検承認証（様式○）	45
	学力検査等の際配慮を要する措置についての願（様式○）	46
	「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」の提出について（副申）（様式○）	47
	怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について（様式○）	48
	送付票（様式○）	49
	受領書（様式○）	50

第1 募集人員及び出願資格等

1 募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員は、令和8年6月末日（予定）までに公表する。

2 出願資格

公立高等学校に入学を志願することのできる者は、次の(1)から(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和9年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和9年度進級予定者は出願できない。

(1) 令和9年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

(2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校（以下「中学校」という。）を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」に含める。）を修了した者

(3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者（学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者）

(4) 志願者は、次のアからオまでのいずれかに該当する者とする。

ア 全日制の課程を志願する者は、本人及び保護者が県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者

イ 定時制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地を有することが確実な者

ウ 通信制の課程を志願する者は、本人が県内に住所又は勤務地（在学地）を有することが確実な者

エ 別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者

オ 別に定めるところにより、埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長（県立高等学校の定時制の課程及び通信制にあっては、志願先高等学校、市立高等学校にあっては、当該各市教育委員会）が出願資格を認定した者

3 通学区域

県立高等学校においては、通学区域は設けない。

（「埼玉県立高等学校通学区域に関する規則を廃止する規則」による。）

市立高等学校においては、各市教育委員会の定めによる。

- 川口市
「川口市立高等学校通学区域に関する規則」による。
第2条 学区は埼玉県の区域とする。
- さいたま市
「さいたま市立高等学校の通学区域に関する規則」による。
第2条 高等学校の通学区域は、埼玉県の全区域とする。
- 川越市
「川越市立高等学校の通学区域に関する規則を廃止する規則」による。

第2 入学者選抜の基本方針

入学者選抜要領（以下、「選抜要領」という。）1（101ページ）による。

第3 一般募集

1 一般募集における出願資格

第1の2（1ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、第6の2（8ページ）による。

2 川越市立高等学校「地域特別選抜」の人員

令和8年5月（予定）に公表する。

3 出願手続

(1) 出願手続

電子出願システムの案内に従い、手続を行う。詳細は、令和8年5月（予定）に公表する。

(2) 出願書類

出願手続が完了した後、志願者又は出身中学校長は、志願者の志願先高等学校に対し、以下の書類を提出すること。

書類が提出された志願者が、選抜の対象となる。

ア 調査書（様式1）

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

イ 自己評価資料（様式〇）

自筆又はコンピューターにより作成する。

ウ 学習の記録等学年内評価分布表（様式〇）及び学習の記録等一覧表（様式〇）

埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長に提出する（志願先高等学校に提出する必要はない）。

過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

エ その他必要な書類等

別途定める。

オ 提出した書類は、特に定めのある場合を除き返却されない。

(3) 提出方法

令和8年5月（予定）に公表する。

4 併願

(1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に同時に併願をすることはできない。

(2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に併願をすることはできない。

5 第2志望

同一課程に2学科以上ある高等学校、普通科でコース等を設置する高等学校、2部又は3部制の高等学校及び県立いずみ高等学校において同一の資料によって選抜ができる場合は、当該高等学校長は第2志望を認めることができる。

6 第2志望に準ずる志望

複数の学科・コース等を有する高等学校において、同一の資料によって選抜ができないことにより学科・コース等間の第2志望を認めることができない場合においても、次の(1)及び(2)に従い、当該高等学校長は第2志望に準ずる志望を認めることができる。

(1) 選抜は、選抜対象者数が募集人員より少ない学科・コース等でのみ実施する。

- (2) 選抜は、すべての学科・コース等の選抜を終えたのち、第2志望に準ずる志望を希望した志願者を対象に行う。

7 志願先変更

(1) 志願先変更の条件

一般募集の選抜に出願した者については、一般募集の選抜による志願先変更を認め、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集又は外国人特別選抜による募集に志願先変更をすることはできない。

(2) 期間

期間は、令和7年5月（予定）に公表する。

志願者は、期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

(3) 他の学校へ志願先変更するときの手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」（様式○）を、先に志願した高等学校長に提出し、「志願先変更証明書」（様式○）の交付を受けた後、新たに作成する調査書と自己評価資料、その他の資料を提出すること。

その他の詳細は、令和8年5月（予定）に公表する。

(4) 同一校の学科間等における志願先変更

(2)に準じる。

(5) 第2志望（第2志望に準ずる志望を含む。以下同じ。）のみの変更

(2)に準じる。

(6) 受検票の交付

電子出願システムの案内に従い、各自で印刷する。詳細は、令和8年5月（予定）に公表する。

8 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式○）を速やかに志願先高等学校長に持参により提出する。

9 学力検査

(1) 志願者は、令和9年2月○日（○）に行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない事由が明らかになった時点で、追検査を受検する場合、出身中学校長は「追検査受検願」（様式○）を○月○日（○）正午までに志願先高等学校長に提出すること。（詳細については、「12 追検査」による。）

追検査を受検しない場合、出身中学校長はその事由を証明する書類（様式自由）を志願先高等学校長に提出すること。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

なお、〔別表○〕（令和8年5月（予定）に公表する。）にある高等学校は、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。

(4) 学力検査会場は、志願先高等学校とする。

(5) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～ 12:35 (50分)	昼 食	13:30～ 14:20 (50分)	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(6) 学力検査の配点等については、選抜要領で定める。

(7) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続については、第14（22ページ）による。

10 面接

(1) 志願者は、令和9年〇月〇日（〇）に行われる面接を受検しなければならない。

(2) 詳細については、第4（6ページ）による。

11 特色検査（実技検査及び作文（小論文））

(1) 特色検査を実施する高等学校、学科、コース等の志願者は、特色検査を受検しなければならない。

(2) 詳細については、第5（7ページ）による。

12 追検査

(1) 追検査を受検できる者

次のア又はイに該当する志願者は、令和9年〇月〇日（〇）に実施する追検査を受検することができる。ただし、令和9年〇月〇日（〇）及び〇月〇日（〇）に実施する面接・特色検査を受検した志願者は追検査を受検できない。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむをえない事情により、学力検査を欠席した者
イ 一部受検者※

(2) 追検査受検手続

出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに志願先高等学校長に連絡するとともに、「追検査受検願」（様式〇）を令和9年〇月〇日（〇）正午までに志願先高等学校長に提出する。

(3) 交付書類

「追検査受検願」の提出があった志願先高等学校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式〇）を交付する。

(4) 追検査

追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語の5教科で実施し、中学校学習指導要領に基づいて出題する。英語にはリスニングテストを含む。

なお、〔別表〇〕（令和8年5月（予定）に公表する。）にある高等学校は、数学及び英語の学力検査において「学校選択問題」を実施する。

※ 学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された志願者を指す。ただし、追検査を受検できる教科は、体調不良の申し出があった時点で開始していない検査時間以降の教科とする。

(5) 検査会場

追検査の会場は、志願先高等学校とする。また、追検査の日程及び配点等は学力検査に準ずる。

(6) 面接及び特色検査

「追検査受検願」（様式〇）を提出した志願者に対しては、学力検査に併せて実施する面接及び特色検査は実施しない。

また、令和9年〇月〇日（〇）の追検査においても、面接及び特色検査は実施しない。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集においては、令和9年〇月〇日（〇）の追検査実施後に面接を実施する。

13 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

14 入学許可候補者の発表

(1) 日時・場所

日時	令和9年〇月〇日（〇）午前9時
場所	ウェブによる合否照会システムで行う。URL等は別途定める。
備考	高等学校長は、「選抜結果通知書」（様式〇）を入学許可候補者に交付する。 交付方法については、別途定める。

(2) 入学許可候補者は、令和9年〇月〇日（〇）に、受検票を持参し、志願先高等学校において高等学校長から書類等を受け取ること。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て志願先高等学校長に持参により提出する。

15 学習の記録等通知書

出身中学校長は、第15（24ページ）に定めるところにより、「学習の記録等通知書」（様式2）を作成し、令和9年〇月〇日（〇）までに、志願者の保護者に通知する。

16 個人情報の取り扱い

出願の際に入力された志願者情報及び調査書等に記載されている個人情報並びに学力検査等の入学者選抜を通じて高等学校長が取得した個人情報は、入学に係る事務手続、志願者及び出身中学校等に対して検査結果等を提供する業務に使用する。

17 その他

県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については、別に定める。

第4 面接

1 実施日

(1) 令和9年〇月〇日(〇)に実施する。開始時刻は、原則として午前9時とする。

ただし、「追検査受検願」(様式〇)を提出した志願者は、受検できない。

(2) 定時制の課程における特別募集及び秋季募集については、別に定める。

(3) 追検査での面接は実施しない。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集において追検査を実施した場合は、令和9年〇月〇日(〇)の追検査終了後に実施する。

2 方法

個人面接又は集団面接とする。

ただし、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集においては、個人面接とする。

3 内容

(1) 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自己評価資料(様式〇)を参考に、自らの言葉で表現する。

(2) 高等学校長は、学科、コース等の特色に応じて、質問の内容を定める。

4 その他

急病その他やむを得ない事情により面接を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

第5 特色検査

1 実施校

各高等学校は、志願者に対して、学科、コース等の特色に応じて、選抜要領⁴（112ページ）により、実技検査又は作文（小論文）の特色検査を実施することができる。

2 実施日

(1) 令和9年〇月〇日（〇）又は〇月〇日（〇）に実施する。集合時刻は、原則として午前8時45分とする。

ただし、「追検査受検願」（様式〇）を提出した志願者は、受検できない。

(2) 追検査での特色検査は実施しない。

3 内容等

(1) 実技検査

ア 実技検査を実施する学科、コース等〔別表〇〕（令和8年5月（予定）に公表する。）の志願者は、実技検査を受けなければならない。

イ 内容等は、令和8年5月（予定）に公表する。

(2) 作文（小論文）

ア 作文（小論文）を実施する学科、コース等〔別表〇〕（令和8年5月（予定）に公表する。）の志願者は、作文（小論文）を受けなければならない。

イ 内容等は、次のとおりとする。

(ア) 当該高等学校長は、中学校学習指導要領に示された内容の範囲から、学科、コース等の特色等に応じて、作文（小論文）の内容を定める。

(イ) 時間は、原則として30分～60分とする。

(ウ) 字数は、原則として600字～1,000字とする。

4 その他

急病その他やむを得ない事情により実技検査を受けられないときは、その事由を証明する書類を、出身中学校を経て、当日までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

第6 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合に必要な手続等

1 私立中学校から出願する場合

- (1) 県内に居住し、県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
 - ア 出願資格
第1の2（1ページ）による。
 - イ 出願手続
 - (ア) 第3の3（2ページ）による。
 - (イ) 住民票の写し（出願日より3カ月以内に発行されたもので、保護者と志願者について記載されているもの。また、個人番号の記載がないもの。）を提出する。
- (2) 県内に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」による。
- (3) 令和9年3月末までに県内に転居する予定の者で、県内又は県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者
下記「3 2以外の県外中学校等から出願する場合」による。
- (4) 県内の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」を埼玉県教育局県立学校部高校教育指導課長に提出する。

2 隣接県の隣接学区から出願する場合（隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定による出願）

- (1) 出願資格
「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定」及び「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和9年度細部協定書」により出願資格を有する者
- (2) 出願手続
 - ア 第3の3（2ページ）による。
 - イ 埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことの「証明書」（様式〇）を提出する。
 - ウ 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。
 - エ 本県公立高等学校への志願者の取扱いについては、各県との「隣接県公立高等学校入学志願者取扱協定第5条の規定に基づく令和9年度細部協定書」による。
- (3) 隣接学区に居住し、県外の私立中学校を卒業又は卒業見込みの者が出願する場合は、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

3 2以外の県外中学校等から出願する場合

- (1) 出願資格
出願について志願先高等学校長の承認を得た者
- (2) 出願承認の手続
 - ア 出願承認の申請
 - (ア) 「埼玉県公立高等学校出願承認申請書」に、別に定める承認のための必要書類を添付し、志願先高等学校長に提出して、承認を受ける。
 - (イ) 出願承認の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和9年〇月〇日（〇）から〇月〇日（〇）まで（ただし、土曜日、日曜日及び祝日は除く。） 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。 なお、可能な限り、令和9年〇月〇日（〇）までに承認の申請を行う。

- イ 出願する際の注意事項
 - (ア) 第3の3（2ページ）による。
 - (イ) 提出する書類は、すべて本県所定のものとする。

- (ウ) 「調査書」等とともに、志願先高等学校長より交付された「埼玉県公立高等学校出願承認書」を添付して提出する。
- (エ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。

4 海外の日本人学校等から出願する場合

(1) 出願資格

- ア 県立高等学校に出願する場合は、全日制の課程は埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課、定時制の課程及び通信制の課程は志願先高等学校において、出願資格の認定を受けた者
- イ 市立高等学校に出願する場合は、当該高等学校を設置する市の教育委員会において、出願資格の認定を受けた者

(2) 出願資格認定の手続

ア 出願資格認定の申請

- (ア) 県立高等学校に出願する場合は、「令和9年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、全日制の課程は埼玉県教育局県立学校部県立学校人事課長、定時制の課程及び通信制の課程は志願先高等学校長に提出して認定を受ける。

- (イ) 出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和○年○月○日(○)から令和○年○月○日(○)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和○年○月○日(○)から令和○年○月○日(○)までの間を除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り、令和9年○月○日(○)までに出席資格の認定を受ける。

- (ウ) 第13 秋季募集(21ページ)における吹上秋桜高等学校に出願する場合は、「令和9年度埼玉県立高等学校入学志願者の出願資格認定申請書」に別に定める認定のための必要書類を添付し、吹上秋桜高等学校長に提出して認定を受ける。

- (エ) 第13 秋季募集(21ページ)における吹上秋桜高等学校の出願資格認定の申請を行う期間及び受付時間は、次のとおり。

令和9年○月○日(○)から令和9年○月○日(○)正午まで(ただし、土曜日、日曜日、祝日、令和9年○月○日(○)から令和9年○月○日(○)までの間を除く。)
受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで。
なお、可能な限り令和9年○月○日(○)までに出席資格の認定を受ける。

イ 出願する際の注意事項

- (ア) 第3の3(2ページ)による。
- (イ) 提出する書類は、本県所定のものとする。
- (ウ) 秋季募集で使用する「入学願書」等については、令和8年5月(予定)に公表する。
- (エ) 「調査書」等とともに、交付された「出願資格認定申請書」を提出する。
- (オ) 「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。
- (カ) その他の注意事項については、令和8年5月(予定)に公表する。

第7 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集に併せて実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って各学校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 実施する高等学校

原則として、全日制の課程及び定時制の課程の全ての学校、学科等で実施する。

3 出願資格

令和9年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

4 出願及び書類の提出

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式〇）を、在学中中学校長を経て、志願先高等学校長に提出すること。「自己申告書」の提出は、第3の3(3)（2ページ）による。

5 第2志望の扱い

第2志望を認める高等学校の学科等において、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願した者が第2志望を申告したときは、第2志望の学科等においてはこの選抜の対象としない。

6 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

7 学力検査

第3の9（3ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。

8 面接

第4（6ページ）による。

9 特色検査

特色検査を実施する高等学校、学科、コース等の志願者は、他の志願者と同様に特色検査を受検しなければならない。

内容等については、第5（7ページ）による。

10 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

11 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）に準ずる。

第8 帰国生徒特別選抜による募集

1 帰国生徒特別選抜による募集の実施校及び募集人員

全日制の課程において一般募集に併せて実施する。
なお、募集人員については、別に定める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格（1ページ）を有する者で、かつ、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者とする。

(1) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則2年以上4年未満の者で、帰国後2年以内の者

(2) 日本国外における在住期間が、帰国時から遡り継続して、原則4年以上の者で、帰国後3年以内の者

ただし、「帰国後2年以内」及び「帰国後3年以内」とは、原則として、帰国した日から令和9年2月1日現在で、それぞれ2年及び3年が経過していない場合をいう。

3 出願及び書類の提出

第3の3（2ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

(1) 電子出願システムの案内に従い、「帰国生徒特別選抜による募集」を選択する。

(2) 第3の3(2)エについては、在学中中学校長を経て、「帰国生徒特別選抜適用申請書」（様式○）を、志願先高等学校長に持参により提出する。

(3) 「帰国生徒特別選抜適用申請書」を受理した高等学校長は、所定の「帰国生徒特別選抜証明書」（様式○）を交付する。

(4) 第7の4の「自己申告書」（様式○）は、提出することができない。

(5) 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従い、選択又は入力をする。

(6) 全ての出願書類が提出された志願者を、帰国生徒特別選抜の対象とする。

(7) その他、手続の詳細は、令和8年5月（予定）に公表する。

4 志願先変更

第3の7（3ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7(1)については、帰国生徒特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の帰国生徒特別選抜を行う高等学校の「帰国生徒特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から交付された「帰国生徒特別選抜証明書」を持参により提出する。

その他、手続の詳細は、令和8年5月（予定）に公表する。

5 学力検査

第3の9（3ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は社会及び理科の2教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15 (50分)	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～14:20	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		志願先高等学校長の指示に従う。		英語

6 面接

第4（6ページ）による。

7 特色検査

特色検査を実施する高等学校、学科、コース等の志願者は、他の志願者と同様に特色検査を受検しなければならない。

内容等については、第5（7ページ）による。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

9 その他

- (1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。
- (2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第6（8ページ）に定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。
- (3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）に準ずる。

第9 外国人特別選抜による募集

1 外国人特別選抜による募集の実施校及び募集人員

実施校は、〔別表〇〕（令和8年5月（予定）に公表する。）のとおりとし、一般募集に併せて実施する。

なお、募集人員については、別に定める。

2 出願資格

第1の2に定める出願資格（1ページ）を有する者で、かつ、次の(1)及び(2)の条件を満たす者とする。

- (1) 保護者と共に県内に居住している、又は令和9年3月31日までに居住予定がある外国籍を有する者
- (2) 原則として、在日期间が令和9年2月1日現在で通算して3年以内の者

3 出願及び書類の提出

- (1) 第3の3（2ページ）に準ずる。

ただし、本県所定の調査書が提出できない場合は、外国における最終学校の成績証明書等で代えることができる。

また、次のことに留意する。

ア 電子出願システムの案内に従い、「外国人特別選抜による募集」を選択する。

イ 第7の4の「自己申告書」（様式〇）は、提出することができない。

ウ 第2志望を認める高等学校に出願し、第2志望を希望する場合は、電子出願システムの案内に従って選択又は入力をする。

- (2) 出願時に旅券等の確認が必要であるため、以下の書類を、志願先高等学校長に持参により提出する。

ア 外国人特別選抜適用申請書（様式〇）

学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、埼玉県教育委員会が出願資格を認定した書類で代えることができる。

イ 出願時に有効な旅券及び出入国記録が確認できる書類（過去の旅券等）

ウ 在留カード

イ及びウについて、学校教育法施行規則第95条第1号又は第4号に該当する者が出願する場合は、イは外国籍を証明する書類等で、ウは本人及び保護者が県内に居住していることを証明する書類等で代えることができる。

エ その他、志願先高等学校長が必要とする書類

- (3) 全ての出願書類が提出された志願者を、外国人特別選抜の対象とする。

- (4) その他、手続の詳細は、令和8年5月（予定）に公表する。

4 志願先変更

第3の7（3ページ）に準ずる。ただし、次のことに留意する。

第3の7(1)については、外国人特別選抜に出願した者は、1回に限り、他の外国人特別選抜又は一般募集を行う高等学校に志願先を変更することができる。ただし、他の外国人特別選抜を行う高等学校の「外国人特別選抜による募集」に志願先を変更する者は、先に志願した高等学校長から「外国人特別選抜適用申請書」等の返却を受け、新たな志願先高等学校へ持参により提出する。

その他、手続の詳細は、令和8年5月（予定）に公表する。

5 学力検査

第3の9（3ページ）により行う。問題は他の志願者と同一とする。ただし、志願者は国語、社

会及び理科の3教科の学力検査は受検しない。

学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15	休 憩	10:35～ 11:25 (50分)	休 憩	11:45～14:20	休 憩	14:40～ 15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	志願先高等学校長の指示に従う。		数 学		志願先高等学校長の指示に従う。		英 語

6 面接

第4（6ページ）による。

7 特色検査

特色検査を実施する高等学校、学科等の志願者は、他の志願者と同様に特色検査を受検しなければならない。

内容等については、第5（7ページ）による。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

また、選抜に当たっては、海外での生活や学習状況等に十分配慮する。

なお、学力検査の傾斜配点は実施しない。

9 その他

(1) 県内の中学校を卒業する見込みの者（卒業した者を含む。）で、特別な事情を有する者の出願資格については別に定める。

(2) 私立中学校並びに県外及び海外の中学校等から出願する場合は、あらかじめ第6（8ページ）の定めるところにより、出願の承認又は出願資格の認定等を受けなければならない。

(3) ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）に準ずる。

第10 欠員補充

1 実施校

入学許可候補者の数が募集人員に満たない場合は、当該高等学校長は、令和9年〇月〇日（〇）から令和9年4月までに欠員補充を行う。

その際、令和9年〇月〇日（〇）午後2時に県庁及び各教育事務所に公示する。公示の内容（欠員補充実施校、募集人員）は、埼玉県教育委員会のホームページにも掲載する。

2 出願資格

第1の2（1ページ）に該当する者。

なお、隣接県の隣接学区からの出願については、第6の2（8ページ）による。

ただし、いずれかの県公立高等学校の入学許可候補者として発表された者は、出願することはできない。

3 募集人員

第1の1（1ページ）から、転編入学者の募集人員及び一般募集における入学許可候補者数を除いた人員を基本とする。詳細については別に定める。

4 出願及び書類の提出

(1) すべての県公立高等学校において電子出願手続は実施しない。

(2) 志願者又は出身中学校長は、志願者の志願先高等学校に対し、以下の書類を提出すること。

ア 入学願書（様式〇）、受検票（様式〇-2）

様式の使用方法是、令和8年5月（予定）に公表する。

イ 第3の3(2)（2ページ）に記載の書類

(3) 書類の提出方法

ア 志願者が提出するもの

提出書類	入学願書（様式〇）、受検票（様式〇-2）、調査書（様式1） 自己評価資料（様式〇）、その他必要な書類等を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	当該高等学校長が定める。 （なお、提出期間の開始日は令和9年〇月〇日（〇）以降とする。）
提出先	志願先高等学校の窓口
提出方法	志願者が窓口を持参すること。この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出する。なお、一般募集で出願した高等学校の同一の課程に再度出願する者については、「調査書」を提出する必要はない。
受検票の交付	志願先高等学校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」を交付する。

イ 出身中学校長が提出するもの

提出書類	学習の記録等学年内評価分布表（様式〇）・学習の記録等一覧表（様式〇）
提出期間	速やかに提出する。
提出先	高校教育指導課
提出方法	持参又は郵送すること。郵送の場合は「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「学習の記録等一覧表等在中」と朱書きする。なお、一般募集で既に提出している場合、過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

(3) 入学選考手数料の納付については、志願先高等学校の指示に従う。

(4) 志願先高校が書類を受理した時点をも、出願とする。

(5) その他、手続の詳細は、令和8年5月（予定）に公表する。

5 併願

(1) 県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に併願をすることはできない。

(2) 同一高等学校における全日制の課程と定時制の課程の双方に出願をすることはできない。

6 その他

ここで定めた内容以外の事項の詳細については、当該高等学校の募集要項に定める。

第11 定時制の課程における特別募集

1 実施校及び募集人員

原則として、定時制の課程のすべての高等学校、学科で実施する。
募集人員は、一般募集の募集人員に含まれる。

2 出願資格

特別募集に出願できる者は、下記の条件を満たす者とする。

- (1) 第1の2 (1)から(3)まで (1ページ) のいずれかに該当し、かつ(4)のイに該当する者
- (2) 令和9年3月31日現在、19歳以上の者 (平成20年4月1日までに生まれた者)

3 出願及び書類の提出

第3の3 (2ページ) に準ずる。ただし、次のことに留意する。

- (1) 出願
電子出願システムの案内に従い、「定時制の課程における特別募集」を選択する。
- (2) 写真
電子出願システムの案内に従い、写真を登録する。
- (3) 出願書類の提出
以下の書類を持参により志願先高等学校長に提出する。
 - ア 志願理由書 (様式○)
 - イ 中学校卒業証明書
 - ウ その他、志願先高等学校長が指示するもの
- (4) 出願書類の提出期間は、令和8年5月 (予定) に公表する。
- (5) 全ての出願書類が提出された志願者を、定時制の課程における特別募集の選抜の対象とする
- (6) その他、手続の詳細は、令和8年5月 (予定) に公表する。

4 志願先変更

第3の7 (4ページ) に準ずる。出願書類の提出期間は、令和8年5月 (予定) に公表する。

5 併願

県公立高等学校及び県立特別支援学校の2校以上に出願をすることはできない。

6 作文

- (1) 志願者は、令和9年○月○日 (○) に行われる作文を受検しなければならない。
- (2) 開始時刻は、原則として午前9時25分とする。
- (3) 高等学校長は、学校、学科等の特色に応じて、作文の内容を定める。

7 面接

- (1) 志願者は、令和9年○月○日 (○) に行われる面接を受検しなければならない。
- (2) 面接は個人面接とする。
- (3) 高等学校長は、学校、学科等の特色に応じて、面接の質問内容を定める。

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 作文による追検査

- (1) インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、作文及び面接を欠席した志願者

は、令和9年〇月〇日（〇）に実施する作文による追検査を受検することができる。

(2) 作文による追検査は第3の12(2)及び(3)（4ページ）に準じ、原則として出身中学校長が手続を行うこととする。

(3) 作文による追検査を受検した志願者は、令和9年〇月〇日（〇）に面接を受検しなければならない。内容は、7(2)及び(3)に準ずる。

10 その他

ここで定めた内容以外の事項については、第3（2ページ）に準ずる。

第12 県立大宮中央高等学校における募集

1 通信制の課程における募集

- (1) 出願資格
第1の2（1ページ）に該当する者とする。
- (2) 募集人員
別に定める。
- (3) 出願手続
 - ア 志願者は、県立大宮中央高等学校において「生徒募集要項・出願手続書類」等の交付を受け、必要事項を記入し、次の書類を添えて、県立大宮中央高等学校長に提出すること。
 - (ア) 調査書（中学校卒業後5年を経過した者は、出身中学校長の作成した「卒業証明書」）
 - (イ) 写真5枚（縦4cm×横3cm、カラー・白黒のいずれも可。裏面に氏名を記入する。）なお、「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」については、提出する必要はない。
 - イ 入学願書等の提出日及び受付時間（出願書類の提出は、持参のみとする）

提出日は、令和9年〇月〇日（〇）、〇月〇日（〇）とする。 受付時間は、午前9時から正午まで及び午後1時30分から午後4時30分までとする。
--
 - ウ 他の県公立高等学校及び県立特別支援学校並びに県立大宮中央高等学校の他の課程との同時出願はできない。
- (4) 選抜
原則として、調査書及びその他の資料を参考にして選抜を行う。ただし、県立大宮中央高等学校長が必要と認める場合は、面接を行う。
- (5) 入学許可候補者の発表
 - ア 令和9年〇月〇日（〇）に出願した志願者については、中学校長を通じて本人宛て通知する。
 - イ 令和9年〇月〇日（〇）に出願した志願者については、中学校長及び本人宛て通知する。
 - ウ 過年度卒業生については、直接本人に通知する。

2 単位制による通信制の課程における募集

- (1) 出願資格
第1の2（1ページ）に該当する者で、令和9年度に県立大宮中央高等学校と技能連携を行う専修学校の入学許可候補者となった者。
- (2) 募集人員
別に定める。
- (3) 出願手続
技能連携を行っている専修学校を通じて連絡する。
- (4) 選抜
原則として、調査書及びその他の資料を参考にして選抜する。ただし、県立大宮中央高等学校長が必要と認める場合は、面接を行う。
- (5) 入学許可候補者の発表
本人宛て通知する。

3 単位制による定時制の課程における募集

- (1) 一般募集
第3（2ページ）による。
- (2) 特別募集
第11（17ページ）による。

4 転入学及び編入学について

県立大宮中央高等学校の転編入学募集要項に定める。

第13 秋季募集

1 実施校

県立吹上秋桜高等学校で実施する。

2 出願資格

第1の2の(1)から(3)までのいずれかに該当し、かつ(4)のイ又はオに該当する者（1ページ）とする。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。

3 募集人員

別に定める。

4 出願手続

(1) 出願書類

ア 入学願書（様式〇）、受検票（様式〇-2）

イ 入学選考手数料（県立吹上秋桜高等学校の指示に従い納付する。）

ウ 調査書（様式1）

エ 自己評価資料（様式〇）

(2) 入学願書等の提出期間及び受付時間は、令和8年5月（予定）に公表する。

(3) I部及びII部の両方に出願することはできない。また、第2志望は認めない。

(4) 海外の日本人学校等から出願する場合は、第6の4(2)ア(ウ)(エ)（9ページ）の定めるところにより、所定の期間内に出願資格の認定を受けること。

5 作文

(1) 志願者は、令和9年〇月〇日（〇）に行われる作文を受検しなければならない。

(2) 高等学校長は、学校、学科等の特色に応じて、作文の内容を定める。

6 面接

(1) 志願者は、令和9年〇月〇日（〇）に行われる面接を受検しなければならない。

(2) 面接は個人面接とする。

(3) 高等学校長は、学校、学科等の特色に応じて、面接の質問内容を定める。

7 実施日及び日程

実施日	日 程
令和9年〇月〇日（〇）	一般諸注意 8:45～ 9:00
	作文・面接 9:10～

8 選抜

高等学校長は、選抜要領に従い、厳正に選抜を行う。

9 入学許可候補者の発表

令和9年〇月〇日（〇）午後1時30分に、県立吹上秋桜高等学校において、受検番号を掲示する。

第14 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続

1 障害のある生徒の入学選抜に当たっての基本的な考え方

障害のある生徒の入学選抜における学力検査及び選抜に当たっては、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を踏まえ、障害のあることにより、差別的な取扱いにならないよう、十分に留意する。

2 障害のある生徒の出願に当たっての配慮事項及び選抜の際の取扱い

(1) 志願者及び出身中学校長、義務教育学校長及び特別支援学校長（以下「中学校長」という。）に係る事項

ア 公立高等学校へ出願を希望しており、かつ、障害があるために学力検査等の際に配慮を要すると考えられる生徒をもつ中学校長は、次の(ア)と(イ)の事項を記入した「学力検査等の際に配慮を必要とする生徒について（要望）」（様式は定めない）（以下「要望書」という）を整え、志願先高等学校に出向き、高等学校長にあらかじめ事情を説明すること。

要望書を作成するに当たっては、志願者及び保護者の要望を十分に聞くこと。

(ア) 学力検査等に当たって配慮してほしい措置

(イ) 中学校として平常の学校生活において配慮している措置

イ 志願者及び保護者は、希望する場合には、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」（様式〇、以下「学力検査等の措置願」という。）を中学校長を経て高等学校長に提出することができる。

志願者及び保護者は、学力検査等の措置願を可能な限り出願の1週間前までに中学校長に提出すること。「学力検査等の措置願」の提出を受けた中学校長は、「中学校として平常の学校生活において配慮している措置」についての副申（様式〇）を添えて、志願先高等学校に出向き、「学力検査等の措置願」を提出するとともに、志願先高等学校長にあらかじめその事情を説明すること。

(2) 志願先高等学校長に係る事項

ア 中学校長から説明を受けた志願先高等学校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等に特別な配慮を要する措置について協議を行うこと。

また、志願者及び保護者から協議に同席したい旨の希望が出された場合には、志願者及び保護者を交えて協議すること。

イ 志願先高等学校長は、特別な配慮を必要とする場合は、高校教育指導課長と協議の上、これを行うことができる。措置については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときにおいて行うこととする。

配慮できる措置については、志願先高等学校長は中学校長を経て志願者に通知すること。

（様式は定めない）

ウ 志願者から「学力検査等の措置願」が提出された場合には、これを選抜のための資料とする。ただし、提出されたことにより、差別的な取扱いをすることがないように十分に留意する。

3 その他（怪我や病気等により学力検査等実施上の配慮が必要な場合）

(1) 志願者及び中学校長に係る事項

公立高等学校へ出願を希望しており、かつ、怪我や病気等のために学力検査等の際に配慮を要すると考えられる生徒をもつ中学校長は、次の(ア)と(イ)の事項を記入した「怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について」（様式〇）を整え、志願先高等学校に出向き、高等学校長に事情を説明すること。

様式〇を作成するに当たっては、志願者及び保護者の要望を十分に聞くこと。

ア 事由（怪我や病気等の内容や程度など）

イ 学力検査等に当たって配慮してほしい措置

(2) 志願先高等学校長に係る事項

ア 中学校長から説明を受けた志願先高等学校長は、中学校長と、必要により志願者及び保護者、学級担任等を交え、学力検査等の際に必要な配慮について協議を行うこと。

イ 志願先高等学校長は、配慮を必要とする場合は、これを行うことができる。ただし、必要に応じて、高校教育指導課長と協議する。配慮については公正さが保たれ、その実施に伴う負担が過重でないときにおいて行うこととする。

配慮できる事項については、志願先高等学校長は中学校長を経て志願者に通知すること。

(様式は定めない)

第15 調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表、自己評価資料作成要領

1 一般原則

中学校長は、調査書、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表の作成に当たっては、その客観性と信頼性を高めるために、校長を委員長とする調査書等作成委員会を設け、厳正を期するとともに、保管についても適正に行うこと。

なお、その提出に際しては親展扱いとする。

2 調査書

(1) 一般的事項

ア 黒ペン又は黒ボールペンなどの保存性の高い筆記具を用い、鮮明に記入する。なお、様式1をコピーしたものに記入したもの又はコンピューターなどにより作成したものも可とする。

また、コピーしたものに公印を押印して提出してもよい。

なお、記入責任者の印は省略することができる。

イ 記入する数字は、すべて算用数字を用いる。

ウ 記入上該当事項のない場合は、特に定めのある場合を除き空欄でよい。

エ 訂正の場合は、**====** を用い、欄外に「〇〇字訂正」と記し、公印を押印する。

オ 「志願先」は、中学校において記入する。「受検番号」は、高等学校で記入する。

カ 「第3学年 組 番」については、指導要録と同一の「学級名」、「番号」を記入する。ただし、過年度卒業生については、空欄とする。

キ 「生徒氏名」は、ふりがなをつけること。なお、通称を用いてもよい。

ク 「性別」は、男女の別を記入する。

ケ 「生年月日」は、年月日を記入する。

コ 「卒業年月」は、年月を記入し、該当事項を○で囲む。

サ 最下段の欄には、「学校名」及び「校長氏名」を記入し、公印を押印する。「記入責任者氏名」は、学級担任の氏名を記入する。

シ 過年度卒業生については、指導要録に基づいてその記載内容を適宜転記する。

なお、卒業後5年を経過している場合は、提出する必要はない。その場合、出身中学校長の作成した卒業証明書を提出する。

(2) 各教科の学習の記録

ア 令和9年3月中学校卒業見込者の場合

(ア) 「評定」は、各教科別に、第1学年、第2学年の評定及び第3学年の成績を5段階で評定欄に記入する。

その際、第1学年、第2学年の各教科の評定は、指導要録に記載されている評定とする。

第3学年の評定は、第1学期及び第2学期の成績によって判定する。ただし、2学期制をとる中学校の第3学年の成績については、「前期」の成績に可能な限り後期の成績を加えて判定する。

長期欠席の生徒で学習の評定ができない場合は、当該の評定欄に斜線を引き、「備考」に「長期欠席により評定不能」と記入する。

(イ) 特別の教育課程により学習している生徒が受検する場合、当該教科の「評定」は、(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。5段階評定ができないときは、該当の評定欄に斜線を引き、「備考」欄に学習状況の概要を記入する。いずれの場合も、「備考」に「特別の教育課程」と記入する。

ただし、それ以外の教科の「評定」は、黒で記入する。

また、特別の教育課程により学習している教科の「評定」は、「学習の記録等学年内評価分布表」の「(1) 各教科の学習の記録」の「評定別」の人数には含めない。

- (ウ) 令和9年1月以降転入した生徒については、転入前の中学校の学習の記録による。第3学年の「評定」は、(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。
- (エ) 県外及び海外の中学校等から出願する者（隣接県協定により出願する者を除く。）については、その都道府県等における評定を評定欄に朱記し、「備考」に10段階、5段階評定等の別を記入する。
- (オ) 災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できない場合は、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

イ 過年度卒業生の場合

「評定」は、指導要録に記載されている各学年の評定を評定欄に朱記し、「備考」に「過年度卒」と記入する。

(3) 総合的な学習の時間の記録

第3学年の第1学期、第2学期の学習を中心に、学習の状況や成果などについての評価等を、簡潔に文章で記述する。

3 学習の記録等通知書

「学習の記録等通知書」（様式2）は、2に定めるところにより作成する。「学習の記録等通知書」の内容は、調査書の内容と同一とする。

4 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表

(1) 第3学年に在籍する者について作成する。

(2) 記入方法

ア 学習の記録等学年内評価分布表

- (ア) 「(1) 各教科の学習の記録」には、第3学年の各教科の評定別人数について記入する。
- (イ) 特別の教育課程により学習した生徒が、高等学校又は高等専門学校を受検する場合、当該教科については、「(1) 各教科の学習の記録」の「評定」の人数に含めない。
- (ウ) 令和9年1月以降転入した生徒については、(1)の人数には含めない。
- (エ) 令和9年1月以降転出した生徒については、(1)の人数に含めることができる。
- (オ) 「卒業見込生徒数」等の生徒数については、作成日現在で記入する。

イ 学習の記録等一覧表

(ア) 「学習の記録等一覧表」は、学級ごとに記入する。

「(枚中の)」には、学年全体の合計枚数と通し番号を記し、「学習の記録等学年内評価分布表」を付して1部提出する。

なお、特別支援学級をおく中学校の「学習の記録等学年内評価分布表」及び「学習の記録等一覧表」の記入については、5を参照すること。

- (イ) 「番号」は、指導要録の番号を記入する。
- (ウ) 「性別」は、男女の別を記入する。
- (エ) 長期欠席の生徒で学習の評定ができない場合は、当該の評定欄に斜線を引き、「備考」に「長期欠席により評定不能」と記入する。
- (オ) 特別支援学級に在籍し、高等学校又は高等専門学校を受検する生徒については、指導要録の番号順に記入する。特別の教育課程により学習している教科の「評定」は、2(2)ア(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。5段階評定ができないときは、該当の評定欄に斜線を引く。いずれの場合も、「備考」に「特別の教育課程」と記入する。

ただし、それ以外の教科の「評定」は、黒で記入する。

- (カ) 令和9年1月以降転入した生徒については、「備考」に転入年月日を記入する。
- (キ) 令和9年1月以降転出した生徒については、「備考」に転出年月日を記入する。
- (ク) 「記入責任者氏名」は、学級担任氏名を記入する。

(3) その他

ア 用紙はA4判とし、左綴じ（2ヶ所）にして提出する。

イ 隣接県の隣接学区以外の県外中学校等及び海外の日本人学校等からの出願の場合は、提出する必要はない。

(4) 提出期間及び受付時間

一般募集、帰国生徒特別選抜による募集及び外国人特別選抜による募集については第3の3(3)（2ページ）による。欠員補充については第10の4（15ページ）による。

5 特別支援学級を置く中学校の学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表の取扱い

(1) 学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表の作成における特別支援学級の定義

学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表における特別支援学級とは、「特別の教育課程により、授業時間のほとんどを特別支援学級において学習している場合」をいう。

(2) 特別支援学級の生徒の取扱いについて

ア 特別支援学級に在籍する生徒が受検する場合

高等学校又は高等専門学校を受検する生徒のみ、学習の記録等学年内評価分布表及び学習の記録等一覧表に記載する。

学習の記録等一覧表については、指導要録の番号順に記入する。特別の教育課程により学習している教科の「評定」は、2(2)ア(ア)による5段階評定を評定欄に朱記する。5段階評定ができないときは、該当の評定欄に斜線を引く。いずれの場合も、「備考」に「特別の教育課程」と記入する。

ただし、それ以外の教科の「評定」は、黒で記入する。

特別の教育課程により学習している教科については、学習の記録等学年内評価分布表の「(1)各教科の学習の記録」の「評定別」の人数に含めない。

イ 特別支援学級に在籍する生徒が受検しない場合

高等学校又は高等専門学校を受検しない生徒は、学習の記録等学年内評価分布表の(1)及び学習の記録等一覧表には記載しない。

6 自己評価資料

(1) 作成に当たっての注意

ア 志願者が自筆又はコンピューターにより作成する。自筆の場合は、黒ペン又は黒ボールペンなどの保存性の高い筆記具を用い、鮮明に記入する。

イ コピーしたものを提出し、本書は志願者が保管する。

ウ 自己評価資料（様式〇、33ページ）の1の項目は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、志願者が自ら考え、記載する。

エ 自己評価資料（様式〇、33ページ）の2の項目は、志願先高等学校の「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自の項目を設定している場合は、志願者が 内に転記した上で、その項目についても、自ら考え、記載する。

志願先高等学校が学校独自項目を定めていない場合は、空欄のままとする。

(2) 志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己評価資料」を提出すること。

第16 諸様式

令和8年5月（予定）に公表する本要項・要領「確定版」では、
諸様式が変更となる場合がありますので、御注意ください。

(様式1)

令和9年度入学志願者調査書

(様式2)

学習の記録等通知書

志願先	高等学校	受検番号
-----	------	------

第3学年	組	番	ふりがな 生徒氏名												
性別		生年月日	平成	年	月	日生	卒業年月	平成	年	月	卒業	令和	年	月	卒業見込

1 各教科の学習の記録	教科名	国語	社会	数学	理科	音楽	美術	保健体育	技術・家庭	外国語	合計
	評定	1年									
		2年									
		3年									

2 総合的な学習の時間の記録											
-------------------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

備 考											

令和9年度埼玉県公立高等学校入学者選抜のために作成した調査書の内容は、上記のとおり相違ありません。											
令和	年	月	日	学校名							
				校長氏名	印						
				記入責任者							
				氏名							

* 様式1として利用するときは、「学習の記録等通知書」及び下段の「令和9年度・・・調査書の内容は、」を
 〰〰〰で消すこと。また、様式2として利用するときは、「令和9年度入学志願者調査書」を 〰〰〰で消すこと。

(様式〇)

親 中第 号
令和 年 月 日

埼玉県教育委員会教育長様

中学校名 _____

校長氏名 _____ 印

令和9年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における学習の記録等学年内
評価分布表及び学習の記録等一覧表について（報告）

このことについて、下記のとおり報告します。

記

I 学習の記録等学年内評価分布表

(1) 各教科の学習の記録																		
教科 評定別	国語		社会		数学		理科		音楽		美術		保健体育		技術・家庭		外国語	
	5	人数																
	割合(%)																	
4	人数																	
	割合(%)																	
3	人数																	
	割合(%)																	
2	人数																	
	割合(%)																	
1	人数																	
	割合(%)																	
人数合計																		

備考 割合(%)は、小数第一位を四捨五入する。
割合(%)の計が100とならない場合もある。

(2) 卒業見込生徒数	
特別支援学級以外の学級の生徒数	a
特別支援学級の生徒数	b
卒業見込生徒数	a + b

(様式〇) 入学願書 (一般募集等 ・ 欠員補充 ・ 秋季募集)

【 全 ・ 定 】

志願先高等学校	立	高等学校	学科等	科・系・コース (部)
---------	---	------	-----	------------------

受検番号	※
------	---

志願者	ふりがな		生年月日	昭和・平成	出身校	立	中学校			
	氏名			年		月	日生	令和	年	月
	現住所	〒					特別選抜に関する申告欄			
	電話番号	(卒業見込の者は記入しない)					帰国生徒特別選抜による募集			
*	勤務先名						外国人特別選抜による募集			
	所在地・電話番号						不登校の生徒などを対象とした特別な選抜			
保護者	氏名 (自署)						定時制の課程における特別募集			
	現住所						実技検査に関する申告欄			
	電話番号						第2志望に関する申告欄			
						あり				
						なし				
						科・系・コース (部)				
						学力検査等の際配慮を要する措置				

※ 一般募集等においては、この様式は使用せず、電子出願システムにより出願する。

※ 一般募集等における入学選考手数料については、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。

欠員補充・秋季募集における入学選考手数料については、志願先高等学校の指示に従い納付する。

上記のとおり、貴校に入学を志願します。	令和	9	年	月	日
---------------------	----	---	---	---	---

○ 出願する際の注意事項

1 入学願書記入上の注意等

- (1) 一般募集等に出願する志願者は、電子出願システムの案内に従い、志願者情報等の入力を行う。様式○は確認としての使用に限る。
- (2) 欠員補充・秋季募集に出願する志願者は、以下の通り記入する。
 ア 黒ペン又は黒ボールペンなど保存性の高い筆記具を用い、太線内を記入する。
 イ 保護者は、保護者欄を記入する。
 ウ 様式上部にある、(一般募集等・欠員補充・秋季募集)の欄は、欠員補充に出願するときは「欠員補充」を、秋季募集に出願するときは「秋季募集」を○で囲む。
 エ 【全・定】、出身校欄の「卒業・卒業見込」は、該当するものを○で囲む。
 オ 生年月日の欄は、該当する元号を○で囲む。
 カ 出身校欄の卒業年の元号が、「平成」以前の場合は、「令和」を二重線で消し、該当する元号を記入する。
 キ 現住所欄は、出願時のものを記入する(県外、海外からの出願の際も出願時の住所を記入する)。
 ク 志願者欄の電話番号は、令和9年3月卒業見込の者は記入しない。
 ケ *欄は、定時制の志願者のみが記入する。勤務先が未定のときは、「未定」と記入する。
 コ 保護者欄の電話番号は、緊急時に保護者へ連絡をとる際、連絡がつくと思われる番号を記入する。(複数可)
 サ 実技検査に関する申告欄については、志願先高等学校の指示に従い記入する。
 シ 入学願書を作成した日付を、右下の記入欄に記入する。
- (3) 欠員補充・秋季募集において、入学願書の様式(様式○)をコピーしたものに記入して提出しても差し支えない。

2 受検票記入上の注意

- (1) 一般募集等に出願する志願者は、電子出願システムの案内に従い、各自で印刷をする。様式○-2は確認としての使用に限る。
- (2) 欠員補充・秋季募集の志願者は、太線内を記入し、切り取って提出する。その他は、志願先高等学校が記入する。

※ 入学願書及び受検票を誤って記入した場合、二重線で消し、訂正すること。

3 入学選考手数料

- (1) 県立高等学校については、電子出願システムの案内に従い、電子収納により納付する。
(全日制の課程 2,200 円、定時制の課程 950 円)
- (2) 市立高等学校については、以下の通りとする。

市	入学選考手数料	納付方法
さいたま市	2,200 円	市立高等学校は検討中 出願手続の案内に従い、電子収納により納付する。
川口市	全日制の課程 2,200 円	
	定時制の課程 950 円	
川越市	2,200 円	

切り取って提出すること

(様式○-2) 受 検 票

受検番号	※
ふりがな	
氏 名	
出 身 校	立 中学校
検査会場	
志願先高等学校名・校長氏名	
備考	
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 定時制の特別募集 の志願者のみ、写 真を貼る。 (縦 4 cm×横 3 cm) </div>	

検査日等の携行品

受検票、鉛筆、消しゴム、三角定規、コンパス、
 上ばき、志願先高等学校長の指示するもの

(様式〇)

※

自己評価資料

志願先 高等学校	立 高等学校	学科等	科・系・コース (部)
ふりがな 志願者氏名		出身校	立 中学校

- 1 これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自分の考えを書いてください。

--

- 2 学校独自項目

--

(様式〇)

選 抜 結 果 通 知 書

受 検 番 号 _____

出身中学校名 _____

氏 名 _____

あなたは、選抜の結果、本校_____制の課程_____科(系) ()の
入学許可候補者となったことを通知します。

令和9年 月 日

高等学校名 _____

校長氏名 _____

※

(様式〇)

志 願 先 変 更 願

令和9年 月 日

(宛先)

_____ 高等学校長

課 程 名 _____ の課程

志 望 学 科 等 名 _____ 科
(系・コース・部)

第2志望等の学科等名 _____ 科
(系・コース・部)

本 人 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 (自署) _____

私は、都合により下記のとおり志願先を変更したいので、志願先変更証明書を交付くださるようお願いします。

志願先変更先高等学校名等

_____ 高等学校 _____ の課程 _____ 科 (系・コース・部)

[第2志望等の志願先変更先学科等 _____ 科 (系・コース・部)]

上記のことを了承しています。

中学校名 _____

校長氏名 _____ 印

※ 受付年月日 令和9年 月 日

備考1 ※欄は、志願先高等学校において記入する。

2 「課程名」は、「全日制」又は「定時制」と記入し、「志望学科等名」は、普通科は「普通」、普通科のコースにあつては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあつては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いずみ高等学校にあつては「生物」又は「環境」と記入し、系を○で囲む。県立伊奈学園総合高等学校にあつては「普通学」、「スポーツ科学」又は「芸術()」と記入し、系を○で囲む。なお、芸術系の()内には、音楽、美術、工芸、書道のいずれかを記入する。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校(定時制)にあつては「I」「II」など、県立羽生高等学校にあつては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。

(様式〇)

No. _____

志 願 先 変 更 証 明 書

令和9年 月 日

_____ 高等学校長 様

出身中学校名 _____

志願者氏名 _____

本校 _____ の課程に出願していた上記の者は、本人の都合により、貴校へ志願先を変更した者であり、かつ、（ ）立高等学校入学選考手数料を納付していることを証明します。

高等学校名 _____

校長氏名 _____ 印

※ 受付年月日 令和9年 月 日

- 備考
- 1 ※欄は、志願先高等学校において記入する。
 - 2 「課程名」は、「全日制」又は「定時制」と記入する。
 - 3 () は、「埼玉県、さいたま市、川口市、川越市」のいずれかを記入する。

※

(様式〇)

志 願 取 消 届

令和9年 月 日

(宛先)

_____ 高等学校長

課 程 名 _____ の課程

志 望 学 科 等 名 _____ 科
(系・コース・部)

本 人 氏 名 _____

保 護 者 氏 名 (自 署) _____

私は、都合により志願の取消しをしたいので、お届けします。

上記のことを了承しています。

中 学 校 名 _____

校 長 氏 名 _____ 印

※ 受付年月日 令和9年 月 日

備考1 ※欄は、志願先高等学校において記入する。

- 2 「課程名」は、「全日制」又は「定時制」と記入し、「志望学科等名」は、普通科は「普通」、普通科のコースにあつては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあつては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いずみ高等学校にあつては「生物」又は「環境」と記入し、系を○で囲む。県立伊奈学園総合高等学校にあつては「普通学」、「スポーツ科学」又は「芸術()」と記入し、系を○で囲む。なお、芸術系の()内には、音楽、美術、工芸、書道のいずれかを記入する。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校(定時制)にあつては「I」「II」など、県立羽生高等学校にあつては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。

(様式〇)

志願理由書（定時制の課程における特別募集）

令和9年 月 日

(宛先)

_____ 高等学校長

氏 名 _____

下記の理由により、貴校定時制の課程（ _____ 科・部）に、特別募集による入学を
志願します。

記

本人記入欄（直筆のこと）

特別募集を志願した理由

備考（ _____ 科・部）については、学科名等を記入し該当するものを○で囲む。

(様式〇) (隣接県の隣接学区からの出願用)

証 明 書

令和9年 月 日

_____ 高等学校長 様

_____ 市
_____ 町
_____ 県 _____ 村 立 _____ 中学校

校長氏名 _____ 印

電話番号 ()

下記の者は、令和9年度公立高等学校の入学志願に当たっては、埼玉県以外の公立高等学校に出願しないことを証明します。

記

志願者の氏名 _____

生 年 月 日 平成 年 月 日 生

(様式〇)

帰国生徒特別選抜適用申請書

令和9年 月 日

(宛先)

_____ 高等学校長

本人氏名 _____

保護者氏名(自署) _____

下記の事項に基づき、帰国生徒特別選抜の適用を申請します。

記

- 1 海外在住地(国名) _____
- 2 出国年月 _____ 平成・令和 _____ 年 _____ 月 } (注1)
- 3 帰国年月 _____ 平成・令和 _____ 年 _____ 月 }
- 4 海外在住期間 _____ 年 _____ 月
- 5 出国前、海外在住中及び帰国後の教育歴

学 校 名	所在地(国名・都市名)	期 間
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
備 考		

(注1) 出国年月または帰国年月は、該当する元号を○で囲む。

(注2) 備考には、特に参考となることがあれば記入する。

上記のとおり相違ないこと及び上記の志願者は帰国生徒特別選抜による募集への応募資格を有することを証明します。

令和9年 月 日

中学校名 _____

校長氏名 _____ 印

(様式〇)

帰国生徒特別選抜証明書

令和9年 月 日

出身中学校名 _____

氏 名 _____

上記の者は、帰国生徒特別選抜により出願した者であることを証明します。

高等学校名 _____

校長氏名 _____ 印

(様式〇)

外国人特別選抜適用申請書

令和9年 月 日

(宛先)

県立 _____ 高等学校長

本人氏名 _____

保護者氏名(自署) _____

下記の事項に基づき、外国人特別選抜の適用を申請します。

記

- 1 入国年月日 年 月 日
- 2 入国後の編入学校名(編入学年) ()
- 3 入国前、入国後の教育歴

学 校 名	所在地(国名・都市名)	期 間
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月
		年 月 ~ 年 月

上記のとおり相違ないことを証明します。

令和9年 月 日

中学校名 _____

校長氏名 _____ 印

(様式〇)

追 検 査 受 検 願	
令和9年 月 日	
_____ 高等学校長 様	
中学校名 _____	
校長氏名 _____ 印	
貴校を志願している本校生徒（卒業生）について、下記の事由により追検査の受検をさせていただきようお願いします。	
志願者	
受検番号	_____
志願者氏名	_____
志願先	
_____ 高等学校 _____ の課程 _____ 科（系・コース・部）	
事由	

備考1 事由の欄は、学力検査を受検できなかった事由を具体的に記入すること。

2 志願先高等学校の課程は、「全日制」又は「定時制」と記入し、学科等は、普通科は「普通」、普通科のコースにあつては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあつては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いずみ高等学校にあつては「生物」又は「環境」と記入し、系を○で囲む。県立伊奈学園総合高等学校にあつては「普通学」、「スポーツ科学」又は「芸術（ ）」と記入し、系を○で囲む。なお、芸術系の（ ）内には、音楽、美術、工芸、書道のいずれかを記入する。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校（定時制）にあつては「I」「II」など、県立羽生高等学校にあつては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。

(様式〇)

追 検 査 受 検 承 認 証

令和9年 月 日

中学校長 様

高等学校名 _____

校長氏名 _____ 印

下記の者の、追検査の受検を承認します。

記

受 検 番 号 _____

氏 名 _____

(以下を切り取り受検生に渡してください)

追 検 査 受 検 承 認 証 (本人用)

受 検 番 号 _____

氏 名 _____

出身中学校名 _____

上記の者の、追検査の受検を承認します。

高等学校名 _____

校長氏名 _____ 印

(備考)

- * 追検査受検承認証(本人用)と受検票を追検査当日に持参すること。
- * その他携行品については学力検査と同様である。

(様式〇)

学力検査等の際配慮を要する措置についての願

令和9年 月 日

中学校長 様

志願者氏名 _____

保護者氏名 _____

令和9年度 高等学校の入学者選抜学力検査の受検に当たって、障害のある志願者に対する配慮が必要なため、「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」を提出しますので、当該高等学校長に送付してください。

学力検査等に当たって配慮してほしい措置

障害があることによって生じる事柄など

学校・学科等志願の理由、高校生活への抱負など

可能な限り出願の1週間前までに、中学校長に提出してください。

(様式〇)

第 号
令和9年 月 日

高等学校長 様

学 校 名

校 長 氏 名

印

令和9年度埼玉県公立高等学校入学者選抜における「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」の提出について（副申）

標記の件について、本校を 年 月卒業・卒業見込の 及びその保護者から、別添の「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出されたので、下記の副申を添えて提出します。

記

中学校として平常の学校生活において配慮している措置

(様式〇)

第 号
令和9年 月 日

高等学校長 様

学 校 名

校長氏名

印

怪我や病気等による学力検査等実施上の配慮について

貴校を志願している本校生徒（卒業生）について、下記の事由により学力検査等を実施する際に配慮していただくようお願いします。

記

志願者

氏名 _____

事由

学力検査等に当たって配慮してほしい措置

備考 事由については、怪我や病気等の内容や程度などを記入すること。

(様式〇)

送 付 票

令和9年 月 日

_____ 高等学校長 様

中学校名 _____
校長氏名 _____

貴校 _____ の課程 _____ 科(系・コース・部)を志願している本校生徒について、
下記の資料を提出します。

記

□ 調査書・自己評価資料等

志願者氏名	備考	志願者氏名	備考
1		11	
2		12	
3		13	
4		14	
5		15	
6		16	
7		17	
8		18	
9		19	
10		20	

- ※ 備考には、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に係る「自己申告書」等、調査書・自己評価資料以外の提出書類がある場合、その書類名を記入する。
- ※ 送付票は課程、科別に作成する。
- ※ 課程名は、「全日制」又は「定時制」を記入し、学科等は、普通科は「普通」、普通科のコースにあつては「コース名」、総合学科は「総合学」、専門教育を主とする学科にあつては「園芸」、「機械」などと記入する。県立いずみ高等学校にあつては「生物」又は「環境」と記入し、系を○で囲む。県立伊奈学園総合高等学校にあつては「普通学」、「スポーツ科学」又は「芸術()」と記入し、系を○で囲む。なお、芸術系の()内には、音楽、美術、工芸、書道のいずれかを記入する。県立戸田翔陽高等学校、県立狭山緑陽高等学校、県立吹上秋桜高等学校及び県立吉川美南高等学校(定時制)にあつては「I」「II」など、県立羽生高等学校にあつては「昼間」などと記入し、部を○で囲む。
- ※ 志願者が20名を超える場合は、送付票を複数枚作成する。このとき、志願者氏名欄にある通し番号は21からとなるよう、修正して使用する。

(様式〇)

受 領 書 (高等学校控)

令和9年 月 日

中学校長 様

高等学校名 _____

校長氏名 _____

下記について受領しました。

記

一般募集 _____人

.....
(高等学校が切り取って下部を手渡す)
.....

受 領 書

令和9年 月 日

(宛先)

中学校長 様

高等学校名 _____

校長氏名 _____

下記について受領しました。

記

一般募集 _____人

Ⅱ 入学者選拔要領

目 次

1	埼玉県公立高等学校入学者選抜の基本方針	101
2	一般募集入学者選抜要領	102
3	面接実施要領	109
4	特色検査実施要領	112
5	不登校の生徒などを対象とした特別な選抜	114
6	帰国生徒特別選抜要領	116
7	外国人特別選抜要領	118
8	定時制の課程における特別募集選抜要領	120
9	秋季募集入学者選抜要領	122

Ⅰ 埼玉県公立高等学校 入学者選抜の基本方針

埼玉県公立高等学校入学者選抜は、入学者選抜実施要項（以下、「実施要項」という。）に基づいて、中学校長から提出された調査書、選抜のための学力検査の得点及び面接等を資料とし各高等学校、学科、コース等の特色に配慮しつつ、その教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行う。

ただし、定時制の課程における特別募集及び通信制の課程における募集にあっては、選抜の資料の一部を他の資料をもって代えることができる。

高等学校においては、校長を委員長とする選抜委員会を設け、本選抜要領に基づき資料等の扱いを定め、公正な選抜を行う。

2 一般募集入学者選抜要領

1 選抜の種類

(1) 共通選抜

学力検査、調査書及び面接について、県教育委員会が定める方法によって得点を算出し、選抜する。

(2) 特色選抜

学力検査、調査書、面接及び特色検査*1について、学科、コース等の特色に応じて各高等学校が定める方法によって得点を算出し、選抜する。

なお、学力検査の得点を、傾斜配点することもできる。

*1 特色検査（実技検査又は作文（小論文））は、各高等学校が学科、コース等の特色に応じて、実施する場合がある。

2 検査内容及び提出資料

(1) 学力検査

ア 国語、社会、数学、理科及び外国語（英語）の5教科とする。なお、外国語（英語）にはリスニングを含む。

イ 数学及び外国語（英語）については、各高等学校の判断で、問題の一部に応用的な内容を含む学校選択問題に変更することができる。

ウ 特色選抜においては学力検査の得点を傾斜配点することができる。詳細は、3(2)ア(イ)(ウ)（104ページ）による。

(2) 調査書

調査書の記載項目は「各教科の学習の記録」（9教科5段階の評定）、「総合的な学習の時間の記録」とする。

(3) 自己評価資料

ア 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自ら考え、県教育委員会が定めた様式に記載する。

イ 受検生は、志願する高等学校が「選抜実施内容」*2の面接の欄に学校独自の項目を設定している場合は、その項目についても記載する。

*2 「選抜実施内容」とは、各高等学校が選抜の実施内容等を定め、事前に公表するもの。令和7年12月（予定）に公表する。

ウ 自己評価資料そのものは評価せず、面接の際に参考とする。

(4) 面接

ア 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自己評価資料

を参考に、自らの言葉で表現する面接を実施する。

イ 詳細は、3 (109 ページ) による。

(5) 特色検査

ア 各高等学校の学科、コース等の特色に応じて、志願者が備えている資質・能力について測る必要がある場合、実技検査又は作文（小論文）のいずれかを実施し、特色選抜における資料とすることができる。

イ 詳細は、4 (112 ページ) による。

3 各選抜における検査の配点及び得点の算出

(1) 共通選抜

「ア 学力検査の得点」、「イ 調査書の得点」及び「ウ 面接の得点」を、県教育委員会で定めた次の取扱いからそれぞれ選択し、総合点を算出する。

ア 学力検査

学力検査の得点は、各教科 100 点、5 教科合計 500 点満点とする。

イ 調査書

(ア) 調査書は、各教科の学習の記録のうち、「評定の各学年別合計」（9 教科×5 段階＝45 点満点）に、次の(イ)①～③から選択した各学年の比率をそれぞれ乗じて加えた数（点）を共通選抜における調査書の基本点とする。各々の満点は、各学年の比率の数値の合計に 45 を乗じて得た数（点）となる。

(イ) 各学年の比率（1 年：2 年：3 年）は、学科、コース等の特色に応じて、各高等学校が、次の①～③から選択する。

① 1：1：1（135 点満点）

② 1：1：2（180 点満点）

③ 1：1：3（225 点満点）

(ウ) 学科、コース等の特色に応じて、各高等学校は、前述の(ア)(イ)で定めた基本点を、次の①～③から選択した得点に換算して、調査書の得点とする。なお、この値に小数点以下の端数を生じるときは、小数第 1 位を四捨五入することを原則とする。

① 200 点 ② 300 点 ③ 400 点

ウ 面接

(ア) 県教育委員会が定めた評価の観点及び評価規準に従って得点を算出する。

各高等学校が、学科、コース等の特色に応じて、「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自項目を設定している場合は、その項目について各高等学校が評価の観点及び評価規準を定め、併せて得点を算出する。

詳細は、3の「4 得点の算出」（110 ページ）による。

(イ) 面接は、30 点満点を基本点とする。

(ウ) 各高等学校は、学科、コース等の特色に応じて、前述の(ア)の基本点に、次の①又は

②から選択した倍率を乗じて、面接の得点とする。

① 1倍(30点満点) ② 2倍(60点満点)

(E) なお、志願者から「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出された場合は、面接の得点を算出する際に配慮する。

(2) 特色選抜

「ア 学力検査の得点」、「イ 調査書の得点」及び「ウ 面接の得点」について、各高等学校で定めた取扱いに基づき総合点を算出する。

特色検査を実施する場合は、「エ 特色検査の得点」を加えて、総合点を算出する。

特色検査を実施しない場合は、「ア 学力検査の得点」、「イ 調査書の得点」及び「ウ 面接の得点」について、一部又は全てを共通選抜における県教育委員会で定めた得点の算出方法とは異なる取扱いとする。

ア 学力検査

(ア) 学力検査の得点は、各教科100点、合計500点満点を基本点とする。

(イ) ただし、各高等学校があらかじめ、学科、コース等の特色に応じて、3教科を超えない範囲で定めた教科について、傾斜配点を実施することができる。

(ウ) 傾斜配点を実施する各教科の学力検査の配点は、1教科ごと150点又は200点とし、各高等学校が設定する。

イ 調査書

(ア) 調査書における各教科の学習の記録のうち、「評定の各学年別合計」の取扱いに用いる各学年の比率(1年:2年:3年)は、学科、コース等の特色に応じて各高等学校が定め、各学年の比率をそれぞれ乗じて加えた数(点)を特色選抜における調査書の基本点とする。ただし、各学年の比率の数値は1以上の整数とする。また、各学年の比率の数値の合計は、10を超えない範囲とする。

(イ) 各高等学校は、前述の(ア)で定めた基本点に、135点満点を下回らない範囲で、学科、コース等の特色に応じて定めた数を乗じて調査書の得点とする。その際、得点の合計の取扱いは、次のオ(ア)による。

ウ 面接

(ア) 県教育委員会が定めた評価の観点及び評価規準に従って得点を算出する。

各高等学校が、学科、コース等の特色に応じて、「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自項目を設定している場合は、その項目について各高等学校が評価の観点及び評価規準を定め、併せて得点を算出する。

詳細は、3の「4 得点の算出」(110ページ)による。

(イ) 面接は、30点満点を基本点とする。

(ウ) 各高等学校は、前述の基本点に、30点満点を下回らない範囲で、学科、コース等の特色に応じて定めた数を乗じて、面接の得点とする。その際、得点の合計の取扱いは、次のオ(ア)による。

(E) なお、志願者から「学力検査等の際配慮を要する措置についての願」が提出された場合は、面接の得点を算出する際に配慮する。

エ 特色検査

特色検査を実施する高等学校は、学科、コース等の特色に応じて、特色検査（実技検査又は作文（小論文））の問題及び各高等学校の定めた基準に従って得点を定める。詳細は、4の1「(4) 得点の算出」（112 ページ）による。得点の取扱いは、次のオ(1)による。

オ 得点の合計

(ア) 調査書の得点及び面接の得点の合計は、学科、コース等の特色に応じて、各高等学校が定める。ただし、学力検査の基本点（500 点満点）の合計の 1.5 倍を超えない範囲とする。

(学力検査の基本点×1.5 ≥ 調査書の得点+面接の得点)

(イ) 特色検査を実施した場合、特色検査の得点は、学科、コース等の特色に応じて、各高等学校が定める。ただし、学力検査の基本点（500 点満点）、調査書の得点、面接の得点の合計を超えない範囲とする。

(学力検査の基本点+調査書の得点+面接の得点 ≥ 特色検査の得点)

4 選抜の手順と方法

(1) 共通選抜及び特色選抜の両方で選抜を実施する場合

ア 選抜の手順

特色選抜及び共通選抜の両方で選抜を実施する高等学校、学科、コース等にあつては、特色選抜による入学許可候補者を決定した後、共通選抜による入学許可候補者を決定する。

イ 選抜の方法

(ア) 各選抜段階における入学許可候補者の割合の決定

一般募集の募集人員の20～80%を特色選抜で入学許可候補者とする。特色検査における割合の決定に当たっては、10%刻みとする。

次に、入学許可候補予定者数を満たすために必要な人数の残り100%を、共通選抜で入学許可候補者とする。

上記により、特色選抜及び共通選抜における入学許可候補者を決定する際に、人数に小数点以下の端数を生じるときは、原則として小数第1位を四捨五入する。

なお、特色選抜と共通選抜による入学許可候補者の割合は各高等学校で定める。その人数割合は、令和7年12月（予定）に公表する。

(イ) 特色選抜

前述の3(2)により定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学

許可候補者とする。

(ウ) 共通選抜

特色選抜で入学許可候補者とならなかった者を、共通選抜の対象者とする。

前述の3(1)により定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

(2) 共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する場合

ア 選抜の手順

共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する高等学校、学科、コース等にあつては、選抜段階として第1次選抜、第2次選抜を設ける。第1次選抜と第2次選抜では、選抜の過程における得点の取扱いに差を設けるものとする。

イ 選抜の方法

(ア) 各選抜段階における入学許可候補者の割合の決定

一般募集の募集人員の60～80%を第1次選抜で入学許可候補者とする。第1次選抜における割合の決定に当たっては、10%刻みとする。

次に、入学許可候補予定者数を満たすために必要な人数の残り100%を、第2次選抜で入学許可候補者とする。

上記により、特色選抜及び共通選抜における入学許可候補者を決定する際に、人数に小数点以下の端数を生じるときは、原則として小数第1位を四捨五入する。

なお、第1次選抜と第2次選抜による入学許可候補者の割合は各高等学校で定める。その人数割合は、令和7年12月(予定)に公表する。

(イ) 第1次選抜

3(1)により定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

(ウ) 第2次選抜

第1次選抜で入学許可候補者とならなかった者を、第2次選抜の対象者とする。

3(1)により第1次選抜とは得点の取扱いに差を設けて定めた総合点に基づいて選抜し、特に検討を要しないものを入学許可候補者とする。

5 選抜にあつての留意事項

(1) 2つ以上の学科又はコース等を有する場合

ア 選抜及び各得点の換算は、学科又はコース等ごとに行う。

イ 共通選抜及び特色選抜の両方を実施する場合において、第2志望を認めた場合、その選抜は、当該学科又はコース等の共通選抜の際に含めて選抜する。

第1志望と第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いが異なるとき、共通選抜における資料の取扱いは、第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いに従う。

ウ 共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する場合において、第2志望を認めた場合、その選抜は、当該学科又はコース等の第2次選抜の際に含めて選抜する。

第1志望と第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いが異なる時、第2次選抜における資料の取扱いは、第2志望の学科又はコース等の資料の取扱いに従う。

エ 第2志望に準ずる志望の選抜は、すべての学科、コース等の選抜を終えたのちに実施することができる。

第2志望に準ずる志望の選抜の対象となる学科、コース等が複数あるときの実施順は、選抜を行う過程において適宜定める。

選抜は、前述の2に掲げる資料の中から、当該選抜の対象となる志願者が共通して有する資料を用い、共通選抜及び特色選抜の両方を実施する場合は特色選抜又は共通選抜に準じて、共通選抜のみ又は特色選抜のみを実施する場合は第1次選抜又は第2次選抜の選抜方法に準じて、各高等学校で取扱いを定めて行う。

(2) 特別な事情を有する志願者の選抜

特別な事情によって、他の大部分の者と同一の選抜が困難な者については、次のア～エにより選抜を行う。

ア 特別の教育課程により学習している者、3学期（2学期制等の場合は、これに該当する時期）に本県の中学校等に転入学した者又は隣接県協定によらない他の都道府県等からの志願者については、次のことに注意する。

(ア) 学習の記録の得点の取扱いについて、各志願者の状況を個々に判断する。

(イ) 各教科の学習の記録の評定が10段階評定のときは、各学年別の9教科の評定の合計を0.55倍したものを「学習の評定の各学年別合計」とする。ただし、各学年別の9教科の評定の合計が82（点）以上のときは、「学習の評定の各学年別合計」を45（点）とし、各学年別の9教科の評定の合計が16（点）以下のときは、「学習の評定の各学年別合計」を9（点）とする。

(ウ) 共通選抜及び特別選抜の資料に該当するものがないとき又は不足しているときは、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

イ 災害等のやむを得ない事情などで、所定の調査書が提出できないときは、所定の調査書に代わるものを参考資料とし、前述のアに準じて取扱う。

ウ 病気その他やむを得ない事情により、学力検査等を受検できなかった志願者の選抜に際しては、その事由を証明する書類を提出させ、当該志願者に不利にならないよう留意し、各高等学校で取扱いを定める。

エ その他、状況に応じて、前述のアに準じて取扱う。

6 追検査の選抜と方法

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、追検査を受検した志願者

の選抜は、追検査の得点の合計及び調査書の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

なお、追検査を受検した志願者のうち、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集については、3の「5 その他」（111ページ）に従い、面接を実施する。

イ 追検査において、特別な事情を有する志願者の選抜は、前述の5(2)に準ずる。

3 面接実施要領

各高等学校は、「入学者受入れの方針（アドミッションポリシー）」をもとに、各学校の学科、コース等の特色等を踏まえ、志願者の個性や適性、意欲等を把握し選抜の資料とすることを目的に、面接を実施する。

1 実施

(1) 方法等

- ア 全ての志願者に面接を実施する。
- イ 自己評価資料は、事前提出し、面接の際の参考とする。
- ウ 個人面接又は集団面接として、時間は志願者1人当たり10分程度とする。
- エ 面接委員は教諭等を充て、2人以上を1組とする。
- オ 志願者は、これまでの自分の体験を振り返り、力を注いだことや努力をしたこと、また高等学校入学後や将来取り組んでみたいこと、自己PRなどについて、自己評価資料を参考に、自らの言葉で表現する。

(2) 準備

各高等学校は、面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の規準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

2 評価

(1) 評価の観点及び評価規準

- ア 各高等学校は、県教育委員会が定めた共通の評価の観点及び評価規準を基に評価する。
(表「評価の観点及び評価規準」参照)
- イ 各高等学校が、学科、コース等の特色に応じて、「選抜実施内容」の面接の欄に学校独自の項目を設定している場合は、その項目について各高等学校が評価の観点及び評価規準を定め、併せて評価する。

(2) 方法等

- ア 面接委員は教諭等を充て、2人以上を1組として評価に当たる。
- イ 評価は、観点ごとに「3～5」の3段階を基本とする。

表「評価の観点及び評価規準」

評価の観点（共通）		評価の観点（学校独自）
1 主体的・協働的な学びの力	2 自らの人生や社会の未来を切り拓く力	3（各高等学校が定める）
評価規準		
これまでの自身の活動を振り返りながら、持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲を持っているか。	自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重しながら、自らの人生や社会の未来を切り拓こうとしているか。	（各高等学校が定める）
評価		
5	<input type="checkbox"/> 「大変優れたものとして評価できる」 持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲が極めて明確で、具体性を持った、大変優れたものとして評価できる。	<input type="checkbox"/> 「大変優れたものとして評価できる」 自分のよさや可能性を十分に認識し、あらゆる他者を価値のある存在として大変よく尊重しながら、人生や社会の未来を切り拓こうとする意志が極めて明確で、具体性を持った、大変優れたものとして評価できる。
4	<input type="checkbox"/> 「優れたものとして評価できる」 持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲が明確で、優れたものとして評価できる。	<input type="checkbox"/> 「優れたものとして評価できる」 自分のよさや可能性を認識し、あらゆる他者を価値のある存在として尊重しながら、人生や社会の未来を切り拓こうとする意志が明確で、優れたものとして評価できる。
3	<input type="checkbox"/> 「評価に値する」 持続可能な社会の創り手となるために、主体的・協働的に学び続ける意欲が、評価に値する。	<input type="checkbox"/> 「評価に値する」 自分のよさや可能性を認識しようとし、人生や社会の未来を切り拓こうとする意志が、評価に値する。

3 質問内容

(1) 各高等学校長は、学科、コース等の特色に応じて、志願者の個性や適性、意欲等を把握するために、質問内容を定める。ただし、次の事項は質問しない。

ア 学力の測定にかかわること

イ 志願者の基本的人権にかかわること

(ア) 志願者の障害、容姿等に関すること

(イ) 志願者及び保護者の本籍、家族の社会的地位等に関すること

(ウ) 保護者の職業、学歴、収入等に関すること

(2) 学校内外での活動の経歴や役職、大会等の実績、資格等を評価するのではなく、取組の過程や意欲等について評価をすること。

4 得点の算出

(1) 面接の結果については、県教育委員会及び各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

(2) 自己評価資料は面接における参考とし、得点の算出に用いないこと。

5 その他

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集、外国人特別選抜による募集及び定時制の課程における特別募集の面接については、別途定める。

4 特色検査実施要領

1 実技検査

(1) 実施

ア 方法等

実技検査は、実施要項に基づいて実施する。

実施する場合は、志願者全てを対象とする。

イ 準備

実施校は、実技検査実施計画を作成し、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 内容等

ア 以下の(ア)～(ウ)の内容を全て満たした場合のみ、実施できるものとする。

(ア) 中学校学習指導要領に基づいた内容

(イ) 各高等学校の学科、コース等の特色に応じた内容

(ウ) 志願者が備えている資質・能力について、学力検査、調査書及び面接では力を測ることができない内容

イ 実技検査の内容、種目及び方法等は、実施要項の第5（7ページ）による。

(3) 実技検査委員

当該学科等の専門教科担当者などからなる実技検査委員会を設け、実技検査委員が評定に当たる。

なお、英語による問答を内容とする場合の実施委員は、教諭等を充て、2人以上を1組とする。実施委員のうち1人は外国語の教科担当者であることが望ましい。

(4) 得点の算出

実技検査の結果については、各高等学校が定める基準に従って、得点を算出する。

なお、英語による問答を内容とする場合の評価の観点、次のとおりとする。

ア 内容の正しさ

イ 文法・語法の適切さ

ウ 音声の自然さ

エ その他実施校が定めるもの

2 作文（小論文）

(1) 実施

実施要項の第5（7ページ）による。

(2) 内容等

実施要項の第5の3(2)（7ページ）による。

(3) 得点の算出

作文（小論文）について、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

5 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜の募集人員
実施要項の第7の1（10ページ）による。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 自己評価資料及び自己申告書の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

3（109ページ）に準ずる。その際、志願者の中学校での生活及び学習状況等について十分配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 特色検査

特色検査を実施する学科、コース等においては、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜に志願する者に対して、4（112ページ）に従い、特色検査を実施する。

5 選抜

(1) 一般募集の選抜とは別途に行う。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、一般募集における入学許可候補者数に含めることとする。

(2) 自己申告書を提出した者を対象に、調査書を資料とせず、学力検査の得点の合計、面接の得点、特色検査（実施する場合）の得点並びに自己申告書の内容を資料とする。自己評価資料は、面接の際の参考とする。

(3) 選抜においては、学力検査の得点の合計、面接の得点、特色検査（実施する場合）の得点並びに自己申告書の内容を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

6 選抜に当たっての配慮事項

2つ以上の学科又はコース等を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。

6 帰国生徒特別選抜要領

1 帰国生徒特別選抜の募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員の発表に合わせて、「帰国生徒特別選抜による募集人員」を発表する。

なお、その募集人員は、原則として入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

ただし、国語、数学及び英語の3教科について実施し、社会及び理科については実施しない。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 調査書、海外在住状況説明書の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

3 (109ページ) に準ずる。その際、志願者の海外における生活及び学習状況等について十分配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 特色検査

特色検査を実施する学科・コース等においては、帰国生徒特別選抜に志願する者に対して、

4 (112ページ) に従い、特色検査を実施する。

5 選抜

一般募集の選抜とは別途に行う。

その際、学力検査の得点の合計、調査書の得点、面接の得点及び特色検査（実施する場合）の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

6 選抜に当たっての配慮事項

- (1) 志願者の海外での生活及び学習状況等を十分に配慮する。
- (2) 帰国生徒特別選抜の募集人員を満たすことができないときは、一般募集による志願者を入学許可候補者とする。
- (3) 志願者数が帰国生徒特別選抜の募集人員より多く、かつ当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等があると判定されるときは、高校教育指導課長と協議の上、その募集人員を超えて入学許可候補者とすることができる。
- (4) 志願先高等学校長は、必要に応じて、調査書の内容等について、出身中学校長に照会することができる。
- (5) 2つ以上の学科又はコース等を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。

7 外国人特別選抜要領

1 外国人特別選抜の募集人員

各高等学校の課程別、学科別等の募集人員の発表に合わせて、「外国人特別選抜を実施する学校、学科の募集人員」を発表する。

なお、その募集人員は、入学許可候補者数の上限を示すものとし、一般募集の人員に含める。

2 学力検査

学力検査は、一般募集と同一時刻に、同一問題で行うものとする。

ただし、数学及び英語の2教科について実施し、国語、社会及び理科については実施しない。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 調査書、外国人特別選抜適用申請書等の提出された書類の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容、質問方法、評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) その他

3 (109ページ) に準ずる。なお、面接に当たっては、志願者の海外における生活及び日本での学習状況等について、十分に配慮する。追検査についても同様に実施する。

4 特色検査

特色検査を実施する学科・コース等においては、外国人特別選抜に志願する者に対して、

4 (112ページ) に従い、特色検査を実施する。

5 選抜

一般募集の選抜とは別途に行う。

その際、学力検査の得点の合計、調査書の得点、面接の得点及び特色検査（実施する場合）の得点を資料として、当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

6 選抜に当たっての配慮事項

- (1) 志願者の海外での生活及び日本での学習状況等を十分に配慮し、外国人特別選抜の募集人員を満たすように努める。
- (2) 外国人特別選抜の募集人員を満たすことができないときは、一般募集による志願者を入学許可候補者とする。
- (3) 志願者数が外国人特別選抜の募集人員より多く、かつ当該高等学校、学科等の教育を受けるに足る能力・適性等があると判定されるときは、高校教育指導課長と協議の上、その募集人員を超えて入学許可候補者とすることができる。
- (4) 志願先高等学校長は、必要に応じて、調査書の内容等について、出身中学校長等に照会することができる。
- (5) 2つ以上の学科を有する学校において第2志望を認めたときは、各高等学校の実情に応じて選抜する。

8 定時制の課程における特別募集選抜要領

1 特別募集の人員

実施要項の第1の1（1ページ）に示す人数に含まれるものとする。

2 作文

(1) 実施日

実施要項の第11の6（17ページ）による。

(2) 内容等

学校及び学科の特色等を踏まえ、作文の内容等を定める。

3 面接

(1) 面接の準備

ア 志願理由書等の記載内容を検討し、面接の基礎資料を準備する。

イ 面接実施計画を作成し、質問内容・質問方法・評定の基準を定め、あらかじめ十分な打合せを行う。

(2) 面接方法

個人面接とする。

(3) 面接時間

原則として、志願者1人につき15分程度とする。

(4) 面接委員

面接委員は教諭等を充て、2人以上を1組とする。

(5) 面接日

実施要項の第11の7（17ページ）による。

(6) 質問内容

3の3(1)（110ページ）による。

(7) 面接における評価の観点

志願の理由、学習意欲及び態度とする。

(8) その他

追検査も同様に実施する。

4 資料の評定

(1) 志願理由書

志願の理由について、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

(2) 作文

作文について、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

(3) 面接

面接の結果を、各高等学校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

5 総合得点

各高等学校が定める基準にしたがって、総合得点を算出する。

その際、学校の教育方針、学科の特色等に基づいて、各資料の取扱いに差をつけることができる。

6 選抜

総合得点に基づいて、入学許可候補者を決定する。

9 秋季募集入学者選抜要領

1 作文

(1) 実施日

実施要項の第13の7（21ページ）による。

(2) 内容等

秋季募集を実施する高等学校（以下、実施校）の特色に応じて、作文の内容等を定める。

(3) 得点の算出

作文について、実施校が定める基準にしたがって、得点を算出する。

2 面接

3（109ページ）による。

3 選抜

作文の得点、調査書の得点及び面接の得点を資料として、実施校の教育を受けるに足る能力・適性等を判定して行い、各高等学校で取扱いを定める。

4 その他

その他の事項については、2（102ページ）に準ずる。